様式第十二号の二（表面）中「②許可年月日」を「②　許可年月日」に、「②　氏名又は名称」を「③　氏名又は名称」に、「③　代表者の氏名」を「④　代表者の氏名」に、「④　住所」を「⑤　住所」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。